

認知症対応型・介護予防認知症対応型共同生活介護  
レビーグループホーム白雲館 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	レビー・ケア株式会社
主たる事業所の所在地	千葉県船橋市上山町1-157-1
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役社長 佐藤 千晶
設立年月日	平成10年8月26日
電話番号	047-338-8855
ファクシミリ番号	047-338-8800
ホームページアドレス	<a href="http://www.leeve-care.co.jp/">http://www.leeve-care.co.jp/</a>

2. ご利用事業所

(1) 事業所の所在地

ご利用事業所の名称	レビーグループホーム白雲館
事業所の指定番号	1270101569
所在地	千葉県千葉市弁天3丁目17-2
電話番号	043-206-8892
ファクシミリ番号	043-284-8860
開設年月日	平成16年10月1日
管理者（ホーム長）の氏名	鏑田 和美、小川 潤二
利用定員	18名（2ユニット、1ユニットにつき9名）
サービス提供地域	千葉市

(2) 事業の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の世話及び心身の機能訓練を行う事により、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立した生活ができるよう支援することを目的とします。

(3) 事業の運営の方針

① 介護予防・認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとします。

② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

③ 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。

④ 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。

⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

⑥ 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

⑦ 指定認知症対応型共同生活介護等の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

⑧ 前7項のほか、「千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

## (4) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)	(延面積) 936.57㎡
敷地面積	751.27㎡	
ユニット数	2ユニット(1ユニットにつき9名)	

## 【居室及び共用部分】

居室数	1ユニット 9室 1部屋につき11.37㎡
食堂・居間	58.39㎡
台所	1ユニットにつき1箇所
トイレ	1ユニットにつき3箇所
浴室	1ユニットにつき1箇所
事務室	1ユニットにつき1箇所

## (5) 事業所の職員体制

管理者	鐘田 和美(やりた かずみ)、小川 潤二(おがわ じゅんじ)
-----	--------------------------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 計画作成担当者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 2名 管理者と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	利用者3名に対し、職員1名以上

## (6) 職員の勤務体制

日中	利用者3名につき、介護従事者1名配置(8時~19時)。1ユニットにつき最大3名配置。
夜間	1ユニットにつき1名

(

## 7) 営業日・サービス提供時間

営業日	年中無休 土日祝日も営業しています。
サービス提供時間	24時間

## (8) 協力医療機関

医療機関の名称	悠翔会在宅クリニック 稲毛	ベイデンタルクリニック
院長名	佐々木 淳	寒竹 郁夫
所在地	千葉県稲毛区園生町1107-7	千葉県美浜区高洲4-1-9 郁栄ビル3F
電話	043-307-3935	043-241-5633
診療科目	内科・皮膚科・精神科	歯科

### 3 提供するサービス及び利用料等

#### (1) 提供するサービスについて (介護保険給付サービス)

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> <li>サービスの提供開始時に、利用者の希望及び心身の状況その置かれている環境を踏まえて、地域における活動の参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</li> <li>利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。</li> <li>(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。</li> <li>計画作成後においても、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ol>
食 事		<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。</li> <li>摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。</li> <li>可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</li> <li>食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。</li> </ol>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> <li>食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。</li> <li>嚥下困難者のためのさざみ食、流動食等の提供を行います。</li> </ol>
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭 (身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	利用者に対して、自立支援を踏まえ、必要な排泄介助を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。</li> <li>生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。</li> <li>個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</li> </ol>
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 定期的に医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症 (40歳から64歳まで) の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</li> <li>良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</li> <li>利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</li> <li>常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</li> <li>常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</li> </ol>

(2) 利用料 (地域区分3級 1単位につき 10,68円とする)

① 介護予防・認知症対応型共同生活費 (共同生活住居数はⅡ)

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料 (円)	利用者負担額		
				1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
Ⅱ	要支援2	749	7,999	799	1,600	2,400
	要介護1	753	8,042	804	1,608	2,413
	要介護2	788	8,416	842	1,683	2,525
	要介護3	812	8,672	867	1,734	2,602
	要介護4	828	8,843	884	1,769	2,653
	要介護5	845	9,025	903	1,805	2,708

【留意事項】

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※ 業務継続計画が未策定の場合は、上記金額の70/100となります。

※ 虐待防止に向けての取り組みとして、虐待の発生またはその再発を防止するための指針の整備や委員会の開催、定期的な職員研修などを行っていない場合は上記金額の90/100となります。

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の97/100となります。

※ 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として246単位(利用料2,570円、1割負担:257円、2割負担:514円、3割負担:771円)を算定。

② 加算料金

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,136	213	427	640	1日につき(7日を限度) (短期利用の場合のみ)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1602	160	320	481	1月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1281,6	128	256	385	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,282	128	256	384	1日につき
看取り介護加算★	72	769	76	153	230	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,538	153	307	461	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,262	726	1,452	2,178	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,670	1,367	2,734	4,101	死亡日
初期加算	30	320	32	64	96	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)★	37	395,2	40	79	119	1日につき
医療連携体制加算(Ⅱ)★	47	501,9	50	111	151	1日につき
医療連携体制加算(Ⅲ)★	57	608,8	61	122	183	1日につき
協力医療機関連携加算(1)	100	1068	1068	2136	3204	1月につき
協力医療機関連携加算(2)	40	427,2	427	854	1282	1月につき
退居時相談援助加算	400	4,272	427	854	1,281	1回につき
退所時情報提供加算	250	2670	2670	5340	8010	1回につき
栄養管理体制加算	30	320	32	64	96	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	320	32	64	96	1月につき

口腔・栄養スクリーニング加算	20	214	21	42	64	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	427	42	85	128	1月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1068	1068	2136	3204	1月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	106,8	107	213	320	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	106,8	107	213	320	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	53,4	53	107	160	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	256,3	256	513	769	1月に1回、連続5日を限度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	235	23	47	70	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	192	19	38	57	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	64	6	12	19	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 186/1000	左記の単位数×地域 区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	介護職員等処遇改善加算を除く加算 算定後の総報酬谷数に左記の加算率 を乗じる
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の 178/1000					
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位の 155/1000					
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位の 125/1000					

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から7日間を限度として算定します。

※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に査定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。

※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入居者等の病歴の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定されます。

※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退居時情報提供加算は、医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に入居者等を紹介する際、入居者等同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者一人につき1回に限り算定します。

※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、算定します。

- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 生産性向上推進加算は、事業所の状況に応じて見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行なった場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、協力医療機関と感染症発生時における対応を取り決めるとともに、適切に対応を行ない、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から感染制御等の指導を受けた場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、厚生労働省が定める新興感染症に入居者様が感染した場合に、対応する医療機関を確保し、適切な感染対策を行なった上でサービスを提供した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職の処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するための措置が出来るだけ多くの事業所が活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算について一本化を行なった加算です。

③ その他費用について (介護保険対象外サービス)

以下の金額は利用料金の全額が利用者負担となります。

種類	内容	利用料	
居室の提供 (家賃)	個室18室(1階か2階)のいずれかに入居していただきます。その1室分の月額の家賃です。	月額 80,000円 非課税 生活保護の方は住居扶助費に基づく。	前 払 い 費 用
食材の提供 (食材料費)	朝食360円、昼食510円、夕食560円、おやつ1日の料金も含むおやつを含め3食摂取の場合1日につき1,430円。 30日で約42,900円となります(非課税)。		
水道光熱費	水道・ガス・電気等の水道光熱費	月額 25,000円 非課税	
日用品費	個人に必要な生活必需品	実費	後 払 い 費 用  オ プ シ ョ ン 費 用
おむつの提供	利用者の希望に応じて提供します。 尿とりパット、はくパンツ、紙おむつ	実費	
行政手続きの代行	市・区役所での書類の申請交付、申請手続き等を代わって行います。	実費	
理容・美容サービス	毎月2回理髪店の出張による理髪のサービスをご利用いただけます。	実費	
教養娯楽施設 のご利用	下記の教養娯楽費用につき 趣味活動(習字教室、絵画教室音楽療法)等、喫茶コーナー	実費	
レクリエーション	施設行事計画にそって、レクリエーション行事や演芸会を企画します。	実費	
消耗品費	個人で使用した物品及び外部クリーニング等は実費で自己負担になります。		
福祉用具使用料	基本の福祉用具は施設内で用意しています。もし、利用者の心身状況により特定の福祉用具が必要になった場合は、全宅利用者の負担となります。介護計画作成担当者にお問い合わせ下さい。	実費	

通院介助費	本人の希望等必要以上の通院の場合	1回1時間1,000円	
車輛使用料	10km未満	220円/km	
	10km以上20km未満	440円/km	
協力医療機関以外の外部医療機関の通院介助費	協力医療機関以外の外部への通院介助は、原則としてご家族様の対応となります。		

#### ④ お支払い方法

- ・毎月20日付にて（翌月分の家賃・食材料費・水道光熱費）と（前月分の介護保険自己負担費オプション費）の請求書を送付いたしますので、当月の月末までにお支払いください。お支払い方法は原則、利用者の口座からの自動振替となります。但し、入居して間もない場合は自動振替の登録手続きが完了していない場合がありますので、その間は事業者指定口座への振込をお願いすることがあります。
- ・支払いの確認をしたら、領収書を翌月に請求書と合わせてお渡します。
- ・ご入居日と退去日が月の途中の場合は（家賃・食材料費・水道光熱費）は日割り計算で精算させていただきます。
- ・敷金に240,000円をお預りさせていただきます。ただし生活保護の方は212,000円前後となります。

#### 4. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症が流行している期間は、面会を原則禁止にさせていただきます。面会禁止について、施設から連絡します。

#### 5. 緊急時の対応について

- (1) サービス提供中に利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。また、主治医への連絡が困難な場合、利用者の症状が悪化した場合は、救急車による緊急搬送等の必要な措置を講じます。

利用者の主治医 ※特にない場合は、記入不要。協力医療機関へお取次ぎいたします。

主治医： 診察所名 病院名		備考
住 所		
電話番号		

緊急連絡先 ※少なくとも1名分の連絡先をご記入願います。

氏 名	①	②
住 所		
電話番号		
続 柄		

## 6. サービス提供に関する相談・苦情について

### (1) 苦情処理の体制

① 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための下記のとりの窓口を設置します。

ホーム苦情相談窓口 9:00～18:00	鏑田 和美 小川 潤二 043-206-8892
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係	千葉市稲毛区天台 6-4-3 043-254-7428
千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課	千葉市中央区千葉港 1-1 043-245-5064

## 7. 非常災害時の対策

防災対策	従業員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。管理者は、防災管理者を選任する。防災管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て定期的に消防設備等を点検します。
非常時の訓練等	別途定める「白雲館 防災計画」にのっとり年2回、夜間および昼間を想定して訓練を利用者も参加して実施します。
防災設備	室内防火栓、避難階段、非常通報装置、自動火災報知器、漏電火災報知器、誘導灯、カーテン等は、防災性能のあるものを使用しています。また、設備に関しては定期的に点検を行っています。

## 8. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っていきます。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています（主に管理者が**担当**となります）。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は家族、親族等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 9. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の事案、経過観察や検討内容を記録し5年間保存します。また、事業者として身体拘束をなくしていくための下記のとりの取組を積極的に行います。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を3ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底を図っていきます。
- (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等適正化のための研修を年2回以上実施しています。

## 10. 地域との連携

- (1) 事業所は運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下、運営推進会議とする。）を設置し、



おおむね3ヶ月に1回以上開催します。

(3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

### 1 1. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

利用者が快適な1日を送られますように、最低限度の施設内のルールを設けています。また、当事業所は安全な環境作りに努めていますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状や環境等が原因により、下記の危険性及び対応（以降「リスク」という。）を伴います。これらの事はご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意頂きますようお願い致します。

種類	内容
来訪・面会	面会時間（午前9：00より午後7：00）を守り、来訪の都度、職員に届け出て下さい。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊を希望される場合は、所定の用紙で管理者へ届け出て下さい。
居室・設備器具の利用	造作、模様がえは原則としてできません。施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに違反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内及び敷地内での喫煙は原則として禁煙です。飲酒は利用者の状況に応じて検討いたします。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、許可なく他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の持ち込み	入居に際して居室にはベッドと簡易テーブルを用意致します。それ以外は利用者による持ち込みとなっています。少しでも利用者が生活しやすいように自宅で使用していた身のまわりの物品を持ち込むことを推奨します（但し、居室内に収まる範囲でお願いいたします）。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入居者様に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りいたします。
事故	①サービス利用中は職員一同、十分注意してサービスを提供していますが、マンツーマンでの対応は出来かねるため、サービス提供中に転倒や認知症に伴う徘徊・異食行為等 事故に至るリスクがあります。事故があった場合は、電話を通して家族へ報告致します。
加齢に伴う骨密度の減少及び骨粗鬆症による骨折 (過去に骨折、骨粗鬆症の治療を受けている方)	①職員一同、利用者の身体状況を理解した上で注意してサービスの提供に努めていますが、まれに高齢及び骨粗鬆症等の疾病に伴う、自然骨折（圧迫骨折等）のリスクがあります。その場合、医療機関への受診でも、骨折の原因を特定できない場合があります。 ②サービス利用中は職員一同、十分注意してサービスを提供していますが、サービス利用中に椅子や車いす等からの転落、体操の実施中に足首をひねる（捻挫）等により骨折する可能性があります。骨粗鬆症の方は骨折のリスクが高い為、転倒事故等があったら直ぐに救急搬送します。
緊急時の対応	サービス利用中に心身が危険な状態（呼吸困難、激しい頭痛・腹痛、吐血・喀血、誤嚥、等）におきましては、救急搬送させていただきます。その際は、原則として <b>重要事項説明書記載の緊急連絡先①</b> へ連絡しますが、繋がらなかった場合は、そのほかの登録連絡先へご連絡させていただきます。いずれも連絡がつかない場合は、 <b>救急搬送後</b> の連絡となる場合もあります。
感染	朝の健康チェックにおいて、測定した値が著しく異常な場合（37.5℃以上の熱等）は、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の疑いがあると判断することがあります。疑いがある場合は、居室への隔離か入院になります。また、その間は施設における面会禁止や外出禁止をお願いすることがあります。
急変	高齢者の為、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。その場合は、直ぐに救急搬送をします。

12. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

私は、本書面により、事業者から上記の内容について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

身元引受人 利用者との関係： \_\_\_\_\_

住 所

氏 名 ⑩

連帯保証人 利用者との関係： \_\_\_\_\_

住 所

氏 名 ⑩

事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護のご利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 レビー・ケア株式会社

住 所 千葉県船橋市上山町  
1-157-1

代表者名 代表取締役社長 佐藤 千晶 ⑩

事業所 事業所名 レビーグループホーム白雲館

所在地 千葉県千葉市弁天3丁目17-2

説明者 ⑩

認知症対応型・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス

レビーグループホーム

**「白雲館」**

**重要事項説明書**

レビー・ケア株式会社